

1-1-18. 復職支援プログラムの概要（教育職員）（令和5年4月1日現在）

1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について				
都道府県 指定都市	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
1 北海道	北海道教育委員会の任命に係る職員で、精神疾患による休職者	受講義務はない。ただし、復職に向けた健康診査では、職場復帰訓練の結果は、審査判定の重要な資料となる。	第1段階：通勤及び職場の雰囲気慣れる（2日～1週間～2～3時間） 第2段階：同僚と児童（生徒）たちに慣れる（3日～2週間4時間前後） 第3段階：自分の職務に慣れる（1週間～3週間5～6時間） 第4段階：職場復帰のための具体的準備（フルタイム2週間～6週間）	原則4～12週	なし	職場復帰訓練を実施することで復職後の自信を取り戻し、復職後、スムーズに勤務が出来る。受け入れ側も対象者の回復状況と職務への適応状況を直接観察することが出来る。調子を崩した時に早めに把握でき、必要時、主治医と連絡を行い、再発を予防対応が出来る。	精神保健産業医他精神科医	職場復帰訓練の出席状況（割合以上の出席率）及び各段階ごとに設定した目標の到達達成状況を所長が評価し、それを目安に面接による審査委員が総合的に判断を行う。	所長は、適宜本人との面談を行い、健康状況や勤務状況等について把握するとともに、必要に応じて主治医や家族との連絡を行う。	復職3か月後の本人の勤務状況、療養状況等について、所長から報告書を作成し提出。	原則、在籍校に戻し勤務する。その際は、校内人事で校務分掌等に応じて主務医や家族との連絡を行う。
2 青森県	精神性疾患により休職している県立学校教職員及び県費負担教職員で、主治医の了承の下、試し出勤を希望する者	なし	職場環境や人間関係に徐々に慣れ円滑に試し出勤が出来るように4段階とし、当該職員の状況に応じて定める。 実施場所は、原則として当該職員の所属する学校。	原則として、4週間から8週間	普通傷害保険に加入（公立学校共済組合負担）	職場への適応性等を回復することで、職員自身の職場復帰に対する不安を軽減し再発を防止に寄与している。当該職員が所属する学校の校長が症状の回復状況を把握し、職場復帰の受け入れの参考としている。学校職員精神性疾患休職等審査会における復職審査の資料としている。	精神科専門の医師等3名	校務の運営に支障がない程度まで病気が治っているかどうかを確認する。	必要に応じて、学校長に復職者の勤務状況・健康状態等の確認を行う。	なし	所属する学校に配置する。学校長の判断により、本人の状況を踏まえて校務分掌等を軽減している。
3 岩手県	①復職希望者のうち職場復帰プログラムを希望する者 ②精神疾患により3か月以上の病欠休暇を所得している職員又は休職している職員	①について原則実施 ②については、復職に向けた健康診査の結果は、審査判定の重要な資料となる。	第1段階・・・職場の雰囲気に慣れる 第2段階・・・自分の職務に慣れる 第3段階・・・自分の職務に慣れる 第4段階・・・復職に向けた具体的な準備	本人の状況に合わせて実施	公費負担 障害保険 死亡：2,000万円 後遺障害：60～2,000万円 入院日額：7,500円 通院日額：5,000円 賠償責任保険 身体：10億円 対物：1,000万円	職場復帰プログラムの実施により復職への不安の軽減及び職場の支援体制の確立が図られ、スムーズな職場復帰につながっている。	外部有識者（精神科医）	・症状が安定して、再発のおそれがないこと。 ・仕事に対する意欲が見られること。 ・職務を行うための持続力、集中力、体力があること。 ・必要な程度に、対人関係能力が改善されていること。 ・家庭や職場での生活リズムが確立していること。 ・再発防止のため、通院や服薬などが守れること。	復職後、保健師の学校訪問や電話等により状況を把握。	復職後、個別状況による。	原則、現所属校に復帰。所長が本人と確認しながら業務軽減を段階的に解除している。
4 宮城県	宮城県教育委員会事務局職員、県立学校教職員、県費負担教職員で、精神疾患により休職している者うち、プログラムの実施を希望する者。	受講義務はないもの、復職に向けた健康診査では、職場復帰訓練の結果は、審査判定の重要な資料となる。	④4段階で実施 第1段階（1週目）：4時間（半日）で実施。職場に慣れることを目的とし、授業参観、給食・清掃指導などを行う。 第2段階（2週目）：6時間程度で実施。1段階の内容に加え、TT方式でのT2での授業を行う。 第3段階（3週目）：フルタイムで実施。2段階の内容に加え、TT方式でのT1の授業を行う。 第4段階（4週目）：フルタイムで実施。通常勤務に近い流れ・内容とし、第3段階の内容に加え、単独授業を行う。 ⑤実施場所 対象者の所属で実施	4週間を基本としている。	訓練中のケガ等に対応するため、傷害保険に加入し、訓練対象者の状況やその他の事情により期間を定める。	対象者にとっては、段階を追ってプログラムを行うことで、職場に慣れることから始まり、徐々に負担が軽減された業務実践に移行していくことで、その後スムーズに職場復帰できるという効果がある。また、職場復帰の可否の審査判定において、対象者の具体的な状況を確認できる資料となり、訓練の取組状況（結果を踏まえた復職可否の判断等）が分かる。	健康管理医（精神科医） 健康管理担当（健康審査担当）	医療行為又は勤務上の制限の必要性の有無及びその程度についての判定を行う。 ・職務を行うための持続力、集中力、体力があること。 ・必要な程度に、対人関係能力が改善されていること。 ・家庭や職場での生活リズムが確立していること。 ・再発防止のため、通院や服薬などが守れること。	・県立学校においては、1月後、3月後、6月後、12月後の計4回の状況確認を行い、小中学校においては、毎月教育事務所による勤務状況等についての把握 ・復職した教職員に対し、復職支援として、復職後1～3か月経過の期間内に産業カウンセラーを派遣し、本人及び管理職員と面談を行うことでサポートする（復職後フォローアップ事業）を実施	復職後1年	精神又は神経に係る疾病による休職から復職した職員の業務を支援するため、非常勤職員を配置できることとした（平成25年4月1日施行）。
5 秋田県	秋田県教育委員会の任命に係る公立学校の教職員で精神性疾患により休職中の者	なし	具体的な内容や期間は復職訓練計画にて定める。 この計画は、訓練対象者の所属が市町村立小中学校の場合は市町村教育委員会が策定し、県立学校の場合は所属校長が策定する。また、復職訓練計画の作成に当たっては、訓練対象者及び主治医等と十分協議し、病気の回復状況を考慮し、職場環境や人間関係に徐々に慣れ円滑に復職訓練が行われるように配慮しなければならない。 訓練対象者は、復職訓練計画の実施状況を当日の復職訓練終了後、復職訓練日誌に記入し、所長に提出する。所長（訓練対象者の所属が市町村立小中学校の場合は市町村教育委員会を含む。）は、復職訓練計画の実施状況を把握し、復職訓練記録に記入し、必要に応じて県教育委員会に報告する。 復職訓練計画の実施状況を把握するため、必要に応じて復職訓練を観察し、復職訓練記録に記入する。 復職訓練の場所は、訓練対象者の所属する職場である。	原則として4週間から3か月程度とし、訓練対象者の状況やその他の事情により期間を定める。	なし	児童生徒との良好な人間関係が構築され、学級担任としての自信を取り戻している。特に、訓練終了後は、児童生徒と積極的なコミュニケーションを図るようになり、学級担任として復職したいという意欲の向上につながっている。	主治医 指定医師 秋田県教職員健康審査会（特に必要と認める場合のみ）	心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに代えないものかどうか。	所長（復職した訓練対象者の所属が市町村立小中学校の場合は市町村教育委員会）は、復職後の訓練対象者の状況（校務分掌及び授業時間数、職場での状況、通院や服薬の状況、身体的な状況、精神的な状況、対人関係など）について、復職後3か月後及び6か月後、復職後状況報告書により県教育委員会に報告しなければならない。	6か月	環境に配慮し、基本的には休職時の学校に復職させる。ただし、本人の状況に応じて、配置換えを行う場合もある。
6 山形県	県立学校教職員及び県費負担市町村立学校教職員、県教育委員会事務局職員及び学校以外の教育機関職員で精神疾患により休職又は休職中の者	なし	対象者が職場復帰訓練を申し出た場合に、所長が作成する職場復帰訓練計画に合意し、主治医の同意を得た上で、対象者の所属により、職場復帰訓練は、通勤や職場に慣れることから段階的に行う。	休職期間は4週間程度、休職中の者は2週間程度を目安とする	傷害保険に加入	復職に対する不安を軽減し、円滑な職場復帰と復職後の再発防止が図られている。	山形県教職員健康審査会（精神科医を含む医師5名、事務局職員2名により構成）	主治医の診断書、所属校における経過観察、所長の見解、本人の面接を踏まえて個別に判断する。	所長は、精神疾患による長期休業の再発防止を図るため、対象者の職務復帰後1～3か月を構成し、対象者と面談を行う。対象者の職場復帰6か月後に健康管理報告書により、所長が健康状態を報告。	6か月	職場環境の変化が本人の精神的な負担につながる可能性があるため、基本的には休職時の学校に復職させる。
7 福島県	精神科疾患に罹患していることを原因として地公法第28条第2項第1号の規定に基づき（休職命令）された県教委に所属する職員（市町村立学校に勤務する県費負担教職員を含む）のうち、連続して3か月を超えて休職することが見込まれ、かつ、以下に該当する者。 ① 症状が安定していること。 ② 本人が試行動務の実施を希望していること。 ③ 試行動務の実施が可能な状態であると主治医が判断していること。	義務ではないもの、円滑な職場復帰を目的とする趣旨を理解してもらい、原則として実施している。	【実施内容】 職場の雰囲気慣れることから始め、段階的に勤務時間及び業務量を増やし、最終的には、復職した場合の8割程度の業務、教職等については、所長等の指導監督の下、作業、授業等を4段階に分けて、対象者の所属校において実施する。 【実施場所】 原則として対象教職員が所属する職場。	休職期間中に実施し、4週間を標準とする	なし	試行動務の実施により、復職後すぐに円滑な業務遂行が可能となっている。	福島県教職員神経・精神科医、審査委員（精神科医及び職員課長により構成）	複数の専門家からなる合議制の機関における判断を参考にして復職の可否を決定する。	なし	なし	なし
8 茨城県	茨城県教職員健康センターに属する、神経精神疾患により、茨城県教職員健康審査委員会の審査を経て、県教育委員会教育長から要休業・要医療の指示を受け、要休業取得している者及び地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職している者	なし	対象者が復職支援プログラム（職場復帰トレーニング）の希望し、主治医、校長が了解した場合に実施する。原則として、各段階の目的に応じて、校務分掌に係る業務、授業等を4段階に分けて、対象者の所属校において実施する。	3か月以内	傷害保険に加入	本人の職務に対する心理的な負担が軽減し、さらには人間関係も改善し、出勤や業務に慣れることで、円滑な職場復帰が可能となる。	精神科医を含む医師4名	診断書をもとに健康診査委員会が判断	年に1度健康体育課に報告する。医師が治療し、Dの指分量分となるまで申請し、変更の審査を受ける。	なし	本人による希望を含め、働きやすい環境をつくるために考慮している。

1-1-18. 復職支援プログラムの概要（教育職員）（令和5年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて					2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
9 栃木県	・精神神経系疾患により休職中の職員 ・精神神経系疾患により引き続き3か月以上傷病休暇で休んでいる職員 ただし、学校に勤務する職員で校長を除く教育給料差適用職員	訓練については、休職者等の任意であるが、趣旨を理解してもらい訓練を受けよう指導している	第1段階:学校に慣れる(授業参観、給食指導など) 第2段階:授業の復職訓練(1～2時間程度の授業実施) 第3段階:授業の復職訓練(時間割どりの授業を実施) 第4段階:教師としての復職訓練(授業の実施に加え、担任や校務分掌等、通常の職務を行う。) 実施場所は、職員の所属校	原則4週間以上、状況に応じて延長も可能	なし	徐々に負荷を増やすことで、本人の状況を把握しながら職場復帰へ向かわれる。 病気の回復状況、家庭の支援状況、勤務校のサポート状況等、医師や教育委員会を含め多くの目で把握できる。	医師4名(精神科医など)、校長3名(小中学校2名・県立学校1名)	・授業を滞りなく行えるかどうか ・授業以外の校務にも対応できるか ・生活のリズムが安定しているか	なし	なし	所属していた学校に配置する。 所属長の判断により本人の状況を踏まえて校務分掌を軽減している。
10 群馬県	県立学校教職員、県費負担教職員で、精神疾患により病欠休職を命じられ又は病欠休職を取得して、その期間が10日を超える教職員。または、30日以下であっても、主治医が必要と認める者、訓練の実施を希望する者、審査会で必要と認める者。	あり	・第1段階1日4時間×1週間(目的:学校の雰囲気慣れる) ・第2段階1日6時間×2週間(目的:授業参観や教材研究を行った上で、授業を実施する) ・第3段階1日正規の勤務時間×5週間(目的:指導計画に合わせて授業を実施する、正規の勤務時間に合わせて生活リズムを作る) 実施場所:対象者の所属	原則8週間とし、16週間を限度とする。	賠償責任保険、普通傷害保険に加入	・病休者が職場への適応等を回復することで、復職に対する不安を軽減し、再発を防止できる。 ・校長が病状の回復状況を把握し、復職に向け、所属の体制整備を図ることができる。 ・病休者等が復職しようとする場合、審査会における審査の資料とすることができる。	・精神科医師、公立学校長の代表、行政医師又は産業医師等	職場復帰訓練が計画どおり実施できる(授業が行える等)。	教職員精神保健審査会への勤務状況等の報告を行う。	復職後3か月間	所属していた学校に配置する。 勤務時間の軽減は行わないが、所属長は本人面談後、業務内容・量について取り決めを行うよう配慮する。
11 埼玉県	県立学校教職員、県費負担市町村立学校教職員、県教育局等職員で、精神疾患により休職している者	義務ではないものの、円滑な職場復帰を目的として、対象者は全員実施している。	【内容】 職場に慣れることを目的として簡易な業務等を行う「準備訓練」を実施する。その後、職場に慣れることから開始し、最終的には復職後の業務とはほぼ同程度の訓練を行う「職場リハビリテーション」を実施する。 ・準備訓練(1週間程度)開始2～3日目は原則として4時間程度とし、簡易な業務を行う。 原則として開始4日目は始業時から6時間程度、5日目は通常どおりとし、簡易な業務又は休職者の分掌のうち軽易な業務を行う。 ・職場リハビリテーション(4週間程度) 第1週は、準備訓練の内容を基本とし、必要に応じて他の業務を実施する。 第2週以降は、原則通常勤務と同様とし、必要に応じて適宜業務内容を変更する。 【実施場所】 休職者の所属	5週間程度	あり(傷害保険に加入)	復職支援プログラム中は、勤務時間と勤務内容を徐々に増加させている。 プログラムの受講者が、通常勤務できる状態まで徐々に慣らす事で、復職後に心身で大きな負担を生じさせないことについては、一定の効果があると思われる。 また長期にわたるプログラムを実施することによって、主治医や「埼玉県教職員健康審査会」の委員が、受講者の状態について、詳細に把握できるとともに、復職後に必要な措置についてもより一層検討ができる。	・主治医 ・教職員の休職、復職等の可否を審査する「埼玉県教職員健康審査会」の委員(医師)	職務を滞りなく行えるかどうか	・教職員健康審査会への状況報告 主治医の診断書及び所属長の観察報告書による ・主治医・家族等との連携 所属長等による経過観察を行い、必要に応じて主治医・家族と連絡を取り合う。	教職員の健康状態について、医学的診断に基づいた、個別に対応して必要な措置を軽減している。	所属していた学校に配置する。 所属長の判断により本人の状況を踏まえて校務分掌を軽減している。
12 千葉県	県立学校職員(単労を除く)及び県費負担職員の中で精神疾患により休職している者	あり	原則6か月以内の職場復帰支援プログラムを作成し、所属校において職場リハビリテーションを行う。	原則6か月以内(延長可)	傷害保険加入	・復職支援プログラムの実施状況と職場復帰可否の判断材料としている。 ・フルタイム・フル勤務に向けて段階的に取り組めるため、無理のない復職につながる。	千葉県公立学校職員健康審査会委員(精神科医)	明確な基準は設けていないが、「フルタイム勤務を1か月程度継続できること。また、教諭の場合は単独で授業を実施することができること」を一応の目安としている。	・校内受入態勢の整備 ・症状の再発や新たな問題の有無	随時(特に期間に限定していない)	所属している学校に配置する。
13 東京都	東京都公立学校教職員のうち、精神疾患により病欠休職中の者	なし	①医療機関等における職場復帰支援訓練 医療機関の精神科医、心理士等によるプログラム(運動療法、集団精神療法、レクリエーション療法、模擬授業等)、週3日・1日6時間 ②所属学校における職場復帰訓練 ・第1段階(職場の雰囲気慣れる。):週3日、半日程度。文書作成補助、パソコン練習 ・第2段階(教職を視野に入れる。):週4～5日、半日程度以上。授業参観、給食、清掃指導等 ・第3段階(教壇に立つ。):週5日、ほぼ全日。授業参観、管理職の指導下での授業実施等 ③職場復帰支援連携プログラム(公立学校共済組合との連携事業) 医療機関プログラムと学校プログラムを一体とし、公立学校共済組合直営病院を拠点に実施 ・医療機関プログラム 心理教育、園芸療法、グループミーティング、ヨガ、美術等:週3～5日 ・学校プログラム STAGE1:学校という環境への順応、週3日・2～4時間 STAGE2:対人的環境(職員、生徒)への順応、週4日・6～8時間 STAGE3:具体的な教育活動の開始、週5日・8時間 ※連携事業の取組として、プレワークプログラム(精神疾患による病欠休職者・休職者を対象)、フォローアッププログラム(精神疾患により病欠休職し、復職した教員を対象)を実施	①計3回・約3か月(年間3クール) ②原則として、3か月 ③医師の判断により個別に設定(平均:医療機関プログラム10週間程度、学校プログラム8週間程度)	②③公費による傷害保険の加入	段階を越えて徐々に負荷を増やすことで、復職期間の途中から復職する場合は主治医や指定医師の診断を踏まえ、東京都教育委員会が判断する。	・健康審査会委員4名(精神科医) 主治医 主治医以外の医師1名	勤務に耐えられるかどうかを主治医の診断書や校長の意見等から総合的に判断する。	②復職アドバイザーの所属学校への訪問 ③フォローアッププログラムの実施(復職後の過ごし方などのアドバイス、グループディスカッション等) ④臨床心理士等が小中学校を訪問し、個別面談を実施	②復職後6か月以内 ③復職した年度内に実施	復職時に所属していた学校に配置するが、人事異動時期において、当人の状況等を鑑み、人事配置している。 医師の診断に基づいて、職員の健康回復又は職場適応訓練等のため、一定期間、勤務の軽減措置が必要と認められる場合、職員の健康管理という観点から、正規の勤務時間の一部について、職務専念義務を免除する。(都立学校教職員に限る。区市町村立学校教職員は各区市町村教育委員会の取扱いによる。)
14 神奈川県	県立学校に勤務する職員及び県費負担職員のうち、心身の故障により休職中の職員で、これを行うことを申し出た者	なし	・心身の故障により休職中の職員の円滑な復職を図るため、治療の一環として、所属する職場において職場復帰のためのリハビリテーションを行う。 ・職場リハビリテーションの期間は、3か月以内の期間で、主治医の意見に基づき、職員が申し出た期間とする。 ・職場リハビリテーションの実施及びその内容は、主治医と協議のうえ、校長が決定する。	3か月以内	希望者は、職場、主治医、学校等が連携し、復職までの段階的なリハビリテーションを行うことにより、当該職員が安心して職場復帰することができる。また、リハビリテーション中の住居費の補助や、復職後の支援のあり方など現場の同僚の理解も得られやすくなっている。	健康審査会委員4名(精神科医) 主治医 主治医以外の医師1名	一般疾患については、主に傷病の回復状況、精神疾患については、回復状況のほか本人の意欲、業務適性等を総合的に勘案し判断	健康審査会において決定した措置状況に応じて、定期的に療養経過報告書、診断書、勤務適応状況報告書等を所属長を経由して提出させる	状況により個別に判断	状況により、個別に判断する。	
15 新潟県	【対象職員】 県立学校教職員 【対象内容】 ・休職の発令を受けている教職員 ・3か月以上お休み病欠休職を取得し又は取得を予定している教職員 ・所属長が支援を必要と認めた教職員 【受講条件】 ・病状が安定している。 ・職場復帰に意欲があり、試し出勤の実施を希望している。 ・主治医が可能であると判断している。	なし	【試し出勤の実施場所】 試し出勤者の在籍所属 【試し出勤の実施業務例(教諭の場合)】 ・第1段階:職場の雰囲気慣れる。(週2日・2時間程度) ・第2段階:職場・職場の仕事の内容に慣れる。(週3日・3～4時間) ・第3段階:児童・生徒とのふれあいに慣れる。(毎日・3～6時間) ・第4段階:職場復帰に向けて具体的な準備を行う。(毎日・4時間～正規の勤務時間)	試し出勤の実施期間は原則として4週間以内	試し出勤者は傷害保険に加入	長期間勤務から離れたことによる不安を軽減し、職場復帰をスムーズにする	医師(2名)	医師の診断書	復職後、保健師の学校訪問や電話等により、状況を把握している。	状況により個別に判断	状況により、個別に判断する。

# 1-1-18. 復職支援プログラムの概要（教育職員）（令和5年4月1日現在）

1 復職支援プログラムについて		2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について		
都道府県指定都市	(1)対象者 (2)復職にあたって受講を必ずするか (3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間) (4)実施時期 (5)受講者に対する保険措置 (6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査を担当する者 (2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容 (2)復職後の経過観察の実施期間 (3)復職後の人事配置等の配慮			
16 富山県	富山県公立学校教職員において病気休職から復職する者 原則、本人の希望に基づき個別に判断	職場復帰に向けた支援の流れとしては、①療養に専念する時期②職場復帰の準備を始める時期③試し出勤を行う時期④職場復帰後のフォローアップの時期としている。 【③試し出勤を行う時期に行う支援計画の例】 (例1)3段階であつくと ・初期段階(数時間から半日程度の勤務) ・中期段階(半日～6時間程度の勤務) ・最終段階(正規の時間による勤務) (例2)4段階でできぬ場合 ・第1段階(職場の雰囲気慣れる) ・第2段階(職場に慣れる) ・第3段階(さまざまな職務を行う) ・第4段階(職場復帰の具体的な準備を行う)	本人の状況に合わせて実施 なし プログラムを実施することで、自分のペースで徐々に職場復帰に慣れていくことができ、本人、主治医、学校、家族等も安心して職場復帰を迎えることができる。	主治医、他医師1名の計2名 ・復職のための「試し出勤」状況 ・授業参観、面談 ・医師の診断(2名) ・校長の所見 ・市町村教委の所見	学校長や地教委の面談 状況により個別に判断 個々の状況に応じて必要を配慮している。	
17 石川県	県立学校(大学を除く。)の校長、教員、実務助手及び寄宿舎指導員並びに県教育委員会職員であつて、精神疾患により休職中の者	休職したまま所属する学校において職務に関するリハビリテーションを行い、スムーズに職場復帰を果たすための支援を行う。その中で、短時間で負担の少ない内容から段階的に通常勤務に近づけていく。最終段階では通常勤務と同様の負担をかけた訓練内容とする。 訓練の実施計画は、所属長が主治医の指導を受けて作成するものとし、訓練の指導・監督は、所属長が行い、訓練の場所は、対象職員の所属校等とする。	2か月程度が望ましいとする ・特に必要がある場合は、3月間の範囲内で期間を設定又は延長できる。 訓練期間中の対象職員を被保険者とする傷病保険に加入する。 ※死亡・後遺障害・入院・通院	「石川県公立学校教職員健康安全管理審査会」の「精神保健部会」の委員である医師3名 ・勤務内容は軽減するが1日の勤務時間すべて勤務可能なまでに回復しているか否か、所属長の意見、主治医による診断書の所見、審査会担当医による診断書の所見をとり、審査会委員の合議により決定する。	復職後1年以内にあっては6か月を超えて、復職後に2年を超えては1年ごと、D2の判定を受けている者については、勤務状況に格段の変化が生じた場合に、所属長の観察報告書、主治医の観察報告書(復職後1年を経過後(B1又はC1の判定を受けている者に限る。))及び審査会委員の観察報告書(復職後1年を経過後はB2、C2又はD2の判定を受けている者に限る。)を審査会に提出し、その判定に応じて必要な措置を行う。	
18 福井県	原則として、精神疾患により休職している職員で、主治医の同意の下に本人の意思に基づき復職プログラムを希望する者	本人の申出、主治医の了承の上、校長は復職前6週間分を自己4ステップのプログラムを作成し、所属校において対象職員が徐々に復職しやすい体制を整えていく。場合によってはプログラムの中断もあつてよい。 第1ステップ(職場の雰囲気慣れる。)の具体例…読書、図書室の管理運営の補助など 第2ステップ(自分の職場について考える。)の具体例…図書室の管理運営の補助、文書作成補助、教科・学年単位の会議への参加、職員会議への参加など 第3ステップ(自分の職務について考える。)の具体例…担当教科の教材研究、授業参観、学校活動の補助、校長・教頭との懇談、行事への参加・補助など 第4ステップ(職場復帰のための具体的な準備)の具体例…担当教科の教材研究、指導案の作成、TTによる授業実施、所属長の管理下で授業実施、学校活動の補助など なお、復職プログラムは下記事項に従い、実施する。 ①復職プログラムの指導・監督は、所属長が行う。 ②実施計画は、対象職員の病状の回復状況等を考慮し、所属長が作成する。 ③所属長は、復職プログラムの目的、内容、期間等について対象職員と十分打合せを行う。 ④対象職員は、復職プログラムの目的を十分理解し、その目的が達成できるように取り組む。 ⑤所属長は、対象職員、主治医および配偶者、親族等と連携を図り、復職プログラムを行う。 ⑥所属長は、所属職員に復職プログラムの実施計画を説明し、円滑な実施を図る。 ⑦所属長は、対象職員の計画進捗状況を確認し、本人との面談、校務(様式1利用)の上、最終が困難だと判断した際には、復職プログラムの中断の決定を行う。	共済組合が、対象職員を被保険者とする傷病保険に加入し、1週間継続できる段階を終了させた。第4ステップを終了する段階で健康委員会に諮問した。第5ステップの慣らし勤務終了後復職プログラムでは、原則として6週間程度の職場復帰の準備と2週間程度の慣らし勤務を実施するため、復職予定の8週間前実施する。特に必要のあるときは、実施期間を短縮、または延長することができ、所属長3ヶ月とする。	本件において、令和3年度に復職プログラムを実施した教育職員は17名。そのうち16名が復職した。復職率は94.1%である。 主治医、所属長、(小中学校の場合)市町村教育委員会、健康安全管理審査会	特に基準は設定していないが、復職にあたっては、1本人の復職後、2主治医の診断書、3所属長の意見書、4復職プログラムの実施報告書(所属長作成)、(小中学校の場合)市町村教委の復職申請書の書類を総合的に健康安全管理審査会委員で審査・判定をする。その審査・判定の結果により、審査委員会が復職を決定する。	なし なし 適応障害等による休職者が復職する際、異動により勤務環境を変える必要が少なく、このため、判断に応じて行うようにしている。
19 山梨県	山梨県教育委員会の任に係る教職員のうち休職中の者で、次の条件を満たした者とする。ただし、休職発令がされている者についても、次の条件を満たせば実施できるものとする。 規則正しい日常生活を送ることができ、復職への意欲を持っている者 主治医が、病状や体力等の回復状況から職場リハビリを実施可能と判断した者 三所属長が受入れ可能と判断した者	実施場所は、対象者の元の所属とするが、元の所属に不都合がある場合はこの限りではない。 内容は、出勤に慣れるための出勤訓練から始まり、学校、仕事、授業等に慣れ、復帰のための準備まで段階的に計画し実施する。 ①内容 ・授業参観、清掃指導等、学習指導案づくり ・授業の実施 ・時間の他の授業実施 ・授業の他に校務分掌等時間どりの職務の実施 ・訓練時間 ・第1段階:数時間から半日 ・第2段階:概ね1日時間まで ・第3段階:2段階+授業準備と実施 ・第4段階:フルタイム	原則として2か月程度とする。 対象教職員を被保険者とする傷病保険に加入する。 復職内容:就業が可能な場合、また、職場の上司、同僚からして、復職目標とする職員の現在の状況について把握ができた。職能全体へ復職を支援する体制作りに役立っている。	主治医、県教委衛生管理医 ①本人が職場復帰に対して十分な意欲を持っていること ②生活リズムが確立していること ③一人で安全に通勤できること ④病状が安定して再び発症の恐れがないこと、また、通院や服薬などが確実に実行されていること ⑤業務を行うための持続力・集中力・体力があること ⑥必要な程度に人間関係が改善されていること	学校管理職、県教委人事担当及び県教委保健師が連携を図り、電話等で本人の状況を把握し、必要時、衛生管理本人・管理職、人事担当者で面談を行う 衛生管理医、本人担当、健康安全管理担当等の面談により個別に判断し、支援 ・原則、所属していた学校への配置 ・就業上の配慮が必要な場合は、「職場復帰及び就業上の配慮に関する情報提供書」を衛生管理医が作成(就業短縮の場合の期間は3か月)	
20 長野県	県教育委員会事務局、教育機関、高等学校、特別支援学校の職員、小中学校の職員で市町村教育委員会から依頼を受けた職員 上記の者で、主治医がリハビリの効果があると判断し、本人が希望する者	①集団リハビリテーション(執行内) ・集団精神療法(リラクゼーション・生活技能訓練等) ・機械授業等 ②職場リハビリテーションに在籍する所属(校)段階的に頻度や時間を増やしていく。 ③内容 ・授業参観、清掃指導等、学習指導案づくり ・授業の実施 ・時間の他の授業実施 ・授業の他に校務分掌等時間どりの職務の実施 ・訓練時間 ・第1段階:数時間から半日 ・第2段階:概ね1日時間まで ・第3段階:2段階+授業準備と実施 ・第4段階:フルタイム	①全8回(概ね1回2か月間) ②概ね2～3か月	自己を取り戻り、職場の変化に対する適応力を高め、問題が生じた場合の対処方法を学ぶ。集団リハビリテーションでは、機械授業を実施することにより職務の自信を取り戻し、自信と意欲の回復を図る。職場リハビリテーションでは、管理職や指導者の下、業務を実施し授業展開における自己の課題に取り組む。	教職員健康安全管理審査会委員である精神科医師を名 審査会の判定を受け、人事担当部署が最終的に判定を行う。	①病状及び職務能力が職場復帰するに適切な状態に本日に回復していること ②職場復帰に向けて意欲は十分 ③復職後、身体的に他の教職員と遜色なく勤務できる(身体が慣れたこと) ④自分が精神神経系疾患に罹患したことを前向きに捉え、今後の職務に活かしていること ⑤ストレスに対して対処できること ⑥職能の受け入れ体制が整備されていること
21 岐阜県	精神疾患等(精神疾患又は一般疾病(機能障害)が原因のもの)により休職している職員 【復職審査資料の提出が必要となる。】	・実施内容:第1～5段階に分けて段階的に実施時間、プログラム内容を充実させていき、復職後の職務に慣らししていくもの。 ・実施場所:対象職員が所属する職場	2か月以上(40日間以上)	【精神疾患の場合】岐阜県教職員健康安全管理審査会第2部会(精神・神経系疾患担当)の委員の精神科医師2名 【一般疾病の場合】第3部会(機能障害)の委員である医師(専門医)2名	健康安全管理審査会第2部会(精神・神経系疾患担当)での審査 ①復職後、健康相談を実施し、審査会で診察を行った委員の審議による。 ②第3部会(機能障害の残る一般疾病担当)は審査会での審議による。	①四半期ごとに所属長から経過報告書(教育次長)へ状況報告を提出 職員の状況に応じて、必要な期間 所属長が主治医と連携し、本人の職務軽減を図っている
22 静岡県	県立学校教職員、市町村立学校校長、市町村立学校教職員(指定都市は除く)並びに県教育委員会事務局及び教育機関に勤務する教職員。主治医から指示された場合は、90日未満の承認があつても訓練を行うことができる。	・職場復帰訓練として、概ね4週間～6週間実施している。 ・一般的には、訓練期間を4段階に分けるケースが多い。 ・第1段階は慣らしとして2週間程度の訓練 ・第2段階:概ね1日時間までの訓練 ・第3段階:2段階+授業準備と実施 ・第4段階:フルタイムの訓練 実施場所:原則所属校 計画立案時や訓練実施中に、必要に応じて保健師・心理士が面談実施。 訓練期間において、職場復帰相談医(精神科医)に所属が受け入れ体制や対応について確認・相談をすることとしている。	休職期間中に概ね4週間～6週間実施。 対象教職員を被保険者とする傷病保険に加入する。 死亡1,500万円、後遺障害1,500万円 入院日額5,000円、通院日額3,000円	段階的に職場に慣らすことにより職務に慣れることができる。また、本来復帰するまでに回復できないケースを訓練を通じて克服することができる。	主治医 ・主治医の意見 ・復帰する意欲があること ・フルタイムの勤務が可能である状態であり、毎日、確実に出勤できること ・授業を滞りなく行うことができること(等)	復職3か月後に、状況報告書提出。 校長が希望する場合は、健康相談医・保健師・心理士に相談可能。 個別の状況により学校に所属していた学校に配置する

1-1-18. 復職支援プログラムの概要（教育職員）（令和5年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて					2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
23 愛知県	・精神疾患による休職中で、その病状が安定し、プログラムを希望する教職員。 ・愛知県教育委員会が適宜認められた場合には、その他の疾病による休職中の職員も対象とすることができる。	なし ※プログラム実施の結果は復職審査を参考資料とする。	内容：対象教職員が休職前に従事していた職務を考慮し、主治医と相談の上、決定する。初期段階から多大な負担がかけられないよう、段階的な内容とする。 実施場所：原則、対象教職員が所属する公立学校	原則3か月以内であるが、県教育委員会が、特に必要と認められた場合は、休職期間が終了する期日まで実施を継続することができる。	あり(傷害保険)	復職支援プログラムの実施で段階的に負荷を上げていくことにより、本人にとっては、徐々に生活リズムが確立していき、円滑な復職に繋がることができると見込める。また、学校にとっても復職後などのような配慮を実施するべきが明確になることから円滑な学校運営に資することができる。	県教育委員会が委嘱した医師2名	本人、家族、管理職との面談で、疾病の回復への経過、復職支援プログラムの実施状況、復職への不安や意欲、復職後の治療予定、再発に対する予防策、家庭としての支援、学校内の環境調整や復職後の支援体制等について確認した上で、学校現場において教職員として7時間45分勤務可能な状態であるかの医学的判断。	①復職後の経過観察の内容 ②復職後の経過観察期間	①復職3か月。当該校長が作成する復職支援プログラムに基づき復職後の経過観察を実施する。 ②復職後1年間に必要に応じて、教育委員会保健スタッフが管理職及び本人と面談を実施する。	原則、所属していた学校へ配属される。
24 三重県	①休職者 ②3か月以上の休職者	①②共通：本人の希望及び県教育委員会教育長が必要と判断した場合	①②共通 ①段階を踏んで実施 第1段階：生活リズムを整える(週5日、2～3時間)文書作成補助、図書管理や整理など 第2段階：職場の雰囲気慣れる時期(週5日、4時間)補助的作業(文書作成、指導案作成、授業参観など) 第3段階：職務を視野に入れた時期(前期週5日、6時間)授業参観、給食、担当教科の研修 第4段階：職務を視野に入れた時期(後期週5日、6～8時間)授業参観、給食、教科研究、授業 ・実施場所：所属校 ① 職場復帰訓練中及び復職後概ね1年間(回復状況により特に必要と認められた場合は、2年以内まで延長可能)リワーク支援専門員(臨床心理士)を派遣 ② 職場復帰訓練中1回リワーク支援専門員(臨床心理士)を派遣(回復状況により特に必要と認められた場合は、1年以内まで延長可能)	①原則、4週間程度 ②原則、2週間程度	①②共通：あり ・本人の復職への不安軽減と自信の回復につながる ・病気の回復状況や職場への適応度が把握できる ・周囲の理解や支援状況が確認できる ・復職時に必要な支援が検討できる	専門医委員(精神科医)、専門医以外の委員(県立学校長代表、中学校長代表、小学校長代表)	・医師の診断状況、復職訓練状況、復職面談での状況、管理職の意見、市町教育委員会の意見等から審査会で審議 ・審査会の答申決議は、原則として全員一致とする。 ただし、意見が分かれる時は、多数の意見をもって審査会の答申とする。	①復職1か月、3か月、12か月後の報告を学校長から受けるようにして実施する。 復職後1年間(回復状況により特に必要と認められた場合は、2年以内まで延長可能)リワーク支援専門員の派遣制度があり把握できる。 ②なし	①12か月 ②なし	・原則、所属していた学校へ配属される。 ・職場復帰するに当たり、復職後1か月間(状況により必要と認められる場合は、最大3か月まで延長可能)勤務軽減制度を利用することができる。	
25 滋賀県	県立学校、県教育委員会事務局および県教育機関に勤務する教職員。	なし	①療養中のケア、主治医との協議 ②産業医(精神科)面談 ③試し出勤の実施 ・所属長は対象職員の療養期間、職種、担当業務および職場の状況等を総合的に勘案し、「試し出勤実施計画書」を作成し、実施する。 ・試し出勤実施後は主治医による職場復帰可否判断を行い、その後、産業医(精神科)の面談を行う。 ④復職支援相談の実施 ⑤復職後の相談	①休職中 ②休職中(復職予定の1～2か月前) ③復職直前 ④復職後 ⑤復職後	③のみ公費により傷害保険に加入する。	試し出勤は、平成29年度に2人、平成30年度に3人、令和元年度に2人、令和2年度に6人、令和3年度に7人、令和4年度に3人が利用した(特別休職職員を含む)。	医師2名	医師2名の診断	相談事業	本人の希望に応じて必要と認められる間	特記事項なし
26 京都府	精神及び行動の障害によって休職を命じられた府立学校教職員及び府費負担教職員が次のすべてに該当する場合であって、教育長が適宜と認められた場合 ①規則的な日常生活を送ることができる程度に病状が安定していること ②対象教職員自身が職場復帰に意欲を持ち、ならし勤務の実施を希望していること ③主治医が職場でのならし勤務の実施が可能な状態であると判断していること なお、90日を超えて病状が安定していること	なし	開始当初は、自宅と職場を往復すること自身が、対象教職員にとって負担となるため、まず、通勤に慣れることを目的とする。軽めの作業を短時間行うなど、職場に慣れることを目的とする。 その後、徐々に作業時間を延ばして職場に慣れていくとともに、作業の質、量についても徐々にレベルを上げていき、最終的に正規勤務と同じ作業時間となるよう計画する。	3か月の範囲内ただし、必要と認められる場合は、期間を延長	なし	復職に向けた回復の程度について、ならし勤務を実施しながら、本人、学校とも実施・把握することができると見込める。また、復職後の円滑な業務遂行に活かされている。	医師2名(うち、1名は国立病院等に勤務する者) ・京都府立学校教職員疾病専門家会議(医師・行政職員で構成)	・疲労意欲があること。 ・所定の勤務時間における勤務可能な状態であり、毎日、確実に出勤できること。	校長は、対象教職員の職場復帰が決定した場合、職場復帰後の支援計画を作成し、教育長に報告する。 また、必要に応じて職場復帰支援チームの精神科医から、対象教職員とともに助言指導等を受けることができる。	支援計画書の記載の期間	学校に復職した教職員に対し、復職した日から次の長期休業日の前日まで非常勤講師等を配置する(4か月限度、長期休業日は措置しない)。
27 大阪府	①精神疾患により休職している公立学校に勤務する教職員 ②精神疾患により休職している府立学校に勤務する教職員及び府費負担教職員(政令市及び豊能地区を除く)	なし	①大阪府立学校職場復帰支援プログラムに基づき、各校において、主治医、産業医と連携を図りながら病状が安定した職場復帰後までのフォローアップを実施。 ②公立学校共済組合近畿中央病院に委託して職場復帰支援プログラムを実施。 プログラムは、年間2クールを実施(1期当たり21回のプログラム) ③公立学校共済組合大阪支部が委託する大阪メンタルヘルス総合センターで実施される精神疾患による休職から復職後、概ね1年以内の教職員を対象とした、復職後支援講座を年度当初に教育庁から案内。	①各校が決定 ②約4か月間 2クール ③4月～5月の間に1回～5回の実施。	なし	②について、平成30年度～令和4年度の参加者合計52人中、プログラム終了直後に職場復帰した者は39人、休職延長した者は8人、退職等は4人であった。	医師2名	医師2名の診断	精神疾患により休職している教職員に対して、校長が職務遂行状況の把握と復職後の状況を主治医から聞き取りを行い、教育委員会に報告するものとしている。	1か月	所属していた学校に配置する。連続90日を超えて病状が安定した教職員が復職する際には、休職後2週間を限度として、休業期間について非常勤職員を措置する。
28 兵庫県	県立学校教職員及び府費負担教職員が病状が安定し、休職者 ・病状が安定し、休職者 ・公立学校教職員及び府費負担教職員	なし	①リワーク支援プログラム ①リワークプログラム 公立学校共済組合近畿中央病院の専門家チームが県内2ヶ所を巡回し、集団療法、精神健康チェック、各種グループワーク、必要に応じて個別面談を実施 ②リワーク支援プログラム 公立学校共済組合近畿中央病院で専門家チームによる集団療法、個別面談、各種グループワークを実施 ③フォローアッププログラム 公立学校共済組合近畿中央病院において専門家チームによる集団療法や精神健康チェックを実施 ④プレ出勤 所属校において、職場復帰前に一定期間の準備期間を経験させ、復帰・復職に対する不安の解消を図るプレ出勤を実施	①(1)4月下旬～7月下旬 ②(第1期)8月下旬～11月上旬 ③(第2期)11月下旬～2月下旬 ④4月下旬～7月下旬 ③職場復帰後約2ヶ月前から原則として4週間	なし(任意で(財)学校厚生会「職場復帰補助」事業に加入)	①リワーク支援プログラム 参加者の70.5%が1年以上継続して勤務できている。(H29～R3実績) ②フォローアッププログラム 参加者の89.8%が1年以上継続して勤務できている。(H29～R3実績) ③プレ出勤 実施者全体の83.3%が1年以上継続して勤務できている。(R3実績)	精神科医3名	・医師2名(うち1名は国立または公立の病院または、これと同等と認める医療機関)と校長の副申書により、病状が安定しているかを確認し、復職を判断する。	健康審査委員会が審査	復職1か月後、2か月後、3か月後、6か月後	原則、異動を行わない。
29 奈良県	精神疾患による休職期間が1年を超え、復職の意思を示すとともに復職訓練を希望する者	なし	・所属長及び主治医の意見を聴いてその内容を定め、休職者自身の願望によりその所属する学校において所属長の指導のもとで行う。 ・学校へ足を運ばせる。 ・管理職・同僚とのコミュニケーションを図る。 ・事務処理に慣れるために簡単な文書を作成したり、校務分掌上の仕事をさせる。 ・児童生徒とのコミュニケーションを図るとともに、生徒指導力の回復を図る。 ・教科指導力の回復のため、指導計画を立て授業を実施する(単独では授業をさせない)。	3か月	なし	復職前に、徐々に課子を取り戻すための期間を設けることで、不安を解消し、徐々に職場の空気になじんでいくことができる。 また、職場復帰訓練期間中の本人の様子を知ることによって、受け入れ態勢が整えられる。	奈良県教員メンタルヘルス委員会 ・精神疾患に関する専門的知識を有する者 ・その他教育長が適宜と認める者	医師の診断書、なお復職訓練を実施した場合は、観察記録等も参考に参照する。	なし	なし	なし

1-1-18. 復職支援プログラムの概要（教育職員）（令和5年4月1日現在）

1 復職支援プログラムについて		2 復職の判断について				3 復職後の経過観察について					
都道府県指定都市	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 〔各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間〕	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
30 和歌山県	和歌山県教職員健康審査会において、確認作業の指導区分判定を受けた者	あり	勤務校において、段階的に授業参観、事務作業、会議への出席、教材研究等を行う。本人と校長、市町村教育委員会が相談し、内容を決定している。	原則として、4週間	あり(互助会負担)	4週間の支援プログラムを実施することにより、スムーズに職場に復帰できている。	医師4名(精神科医2名、保健所長1名、内科医1名)	復職審査(審査会1)→主治医の意見(通院状況、現症、診断、処方内容) 本人及び管理職との面談(コミュニケーション力、社会性等)、1か月の確認作業の実施 復職審査(審査会2)→面接復職審査(審査会3)→校長の報告書(校長の観察記録、本人の行動日誌) 審査会1,2,3をふまえた総合判断	校長が、勤務校における勤務状況を概観して観察するとともに、左記審査会で審査	3カ月	なし
31 鳥取県	県教育委員会事務局職員、県立学校教職員及び県費負担教職員のうち神経・精神障がいによる休職者	あり	(1)復職への意思確認と職場復帰訓練実施可能が記載されている診断書の提出(本人の気持ちも先行しやむを得ず、主治医の診断書で確認) (2)復職支援検討会の開催 〔メンバー〕所属長、本人、主治医、県教育委員会人事担当、県教育委員会健康担当、その他必要な職員 〔内容〕療養中経過の共有、主治医の助言・訓練期間や訓練内容の検討 ・復職に向けての流れや制度の説明等 (3)職場復帰訓練の実施 〔期間〕4～6週間 〔内容〕 ・第1ステップ(半日勤務)職場の雰囲気慣れる。 ・第2ステップ(6時間勤務)勤務に慣れる。校内巡回、授業参観を行い、学校や授業の雰囲気や児童生徒との関わり慣れる。学年団や教職員の集団と関わり慣れる。 ・第3ステップ(通常のフルタイムの勤務時間)教材研究や指導案の作成等、授業について研修する。児童生徒と関わる時間を多く取る。時間を調整しながら、TTIに入ったり、一人で授業を行う。授業分掌にも関与実践する。業務量を調整しながら8時間勤務に慣れ、フルタイムで勤務することができる。 ・第4ステップ(通常のフルタイムの勤務時間)復職後の勤務内容及び授業分掌の実施。授業の実践。復職後の業務の7,8割程度の内容を実施。 ※職場復帰訓練期間中、県教育委員会担当が所属、学校を訪問し、授業参観(最終ステップでは、指導案作成のもと、1単位時間、県教育委員会担当が参観する機会を設定)、本人と面談、本人及び関係者で振り返りの会の開催。復職に向けての手続きや、見直しに向けての説明等も行う。 (4)職場復帰訓練後、主治医及び健康審査委員会(精神科医)を受診し、診断書及び関係書類を県教育委員会へ提出。	4週間～6週間程度	あり(公費)	・職場復帰への不安の解消と自信の回復、意欲の向上。 ・訓練を通して、現症や体調の変化や安定具合を所属、関係者及び本人も確認できる。 ・職場復帰訓練で、勤務時間や業務内容や業務量を徐々に増やしていく、復職後の業務に近づけ実践することで、スムーズに復職することができる。 ・授業を実践し、時間感を徐々に増やしていくことで、授業の進め方や教材研究の仕方に慣れ感や居残りについて共に、児童生徒・関係者についての不安感への解消にもつながる。 ・勤務時間や実践内容、量を意識し実践してみること、復職後の働き方の通いが特である。 ・職場復帰に慣れ、人間関係の構築により、復職後の職場環境に適応しやすくなる。 ・本人がストレスへの気づき、対処法を実践することができる。今後につなげることができる。 ・本人、主治医、管理職、関係職員等との情報交換や話し合いができ、フォローアップがスムーズにできる。	医師4名(健康管理審査会の委員)	職場復帰訓練の実施状況(計画通り継続して勤務できただけでなく、体調の安定状況、管理職、本人の実施報告の内容)、職場復帰訓練実施後の主治医及び健康審査会委員の診断内容(診断書)、及び健康審査会委員の診断書、医師での面接審査の様子を総合的に評価し、健康審査会が審議して復職の可否を決定する。また健康審査会では復職の可否の判断及び復職後の勤務制限を含め健康審査区分を決定する。	・健康審査区分による勤務制限、職場でのフォローアップ。 ・定期的開催される健康審査会を経て経過観察を行う。審査会には主治医及び健康審査会委員の診断書、医師の面接報告書(本人記載)、観察報告書(所属長記載)等を所属長、市町村教育委員会を経由して県教育委員会へ提出する。 ・県教育委員会健康担当による学校訪問・面談を実施し、復職後の経過観察やフォローアップを行う。	・3か月毎の健康審査会を経て復職後の経過観察。 ・適宜、教育委員会担当の学校訪問、面談の実施する。	現任校(現所属)での復職を原則とする。
32 島根県	島根県教育委員会が任命する教育職員及び県教育委員会事務局職員等であつてこの問題により休職等の者	なし	・実施場所:原則として対象者の所属校 ・実施内容:職場復帰後の勤務内容に準拠して、段階的に訓練を行う。 ＜支援プログラムの手順とポイント＞ I 支援プログラムの計画立案: ・本人が職場へ出かけるという行為を、日常的にできること。 ・管理監督者は、本人と話し合い、実施計画を立てる。 II 支援プログラムの開始: ①職場の状況を把握する。 ②状況をみながら判断する。 ③教職員との関わりをもつ。 ④児童生徒との関わりをもつ。 ⑤授業を行うための準備をする等 III 支援プログラムの見直し ・実施内容等については、本人の意見を反映し、悪化防止への配慮を行うこと。	実施期間:原則3か月以内とする。ただし、病状により計画の変更(短縮、延長、中止)を行うことができる。	あり(互助会負担、互助会費以外、公費)	復職プログラムを実施した上で職場復帰すること、と、自信と意欲を持つ円滑に職場へ復帰することができる。	精神科を専門とする医師	児童・生徒に直接的な教育指導や円滑な学級経営ができるか	所属長は職場復帰後の病状を確認し、職務上の配慮等により再発予防を行う。専門カウンセラー(精神科医師、保健師)による随時相談(電話・メール・面接等)、臨床心理士による相談等によるフォローを行っている。	なし	主治医等の意見が踏まえ、所属長が本人と確認しながら負担軽減を図る。
33 岡山県	岡山県教職員健康診断審査委員会において休職している者	原則として、対象者全員実施	・補助的作業、指導案の作成、授業参観、給食清掃指導、授業実施等 ・所属長と対象者及び主治医と十分協議し、復職プログラム計画を作成する。また、精神科医・臨床心理士からなるメンタルヘルス部会において、本人と所属長を含め面接を行い、各個人の状況に応じた計画を作成する。 ・実施場所については、原則所属で行う。	原則4週間	あり ・普通傷害保険補償内容:死亡・後遺障害2,000万円 ・賠償責任保険補償内容:対人1名1億円、1事故6億円対物1事故100万円、免責なし	・所属に慣れるための一定の期間を設けること、対象者本人の対人関係面での不安を徐々に解消するとともに、業務遂行に必要な能力において休職前との落差を少なくすること ・所属は、復職プログラム期間中の本人の状況を把握することで、復職後の受け入れ態勢を整えることが出来ること	岡山県教職員健康診断審査委員会が指導区分が「要休業」(勤務を休む必要がある)もの以外と判定されるもの(本人面接、委員による事前診察、復職診断書等により判定)	復職後、所属長が対象者及び関係者と面接等を実施し、復職後状況報告書を作成する。メンタルヘルス部会は、その報告書により状況を把握し、指導助言を行う。復職後必要に応じて再発防止に向けた助言等を行う。	原則として、復職日から換算して6か月経過後まで	人事配置の配慮はないが、健康診断審査委員会の助言を受け、復職後、しばらくの間、業務負担軽減等について、学校長へ依頼している。	
34 広島県	精神疾患による病欠休職者	あり	①休職開始時及びその後3か月ごとに状況を把握し、必要に応じて、助言等を行う。 ②復職しようとする場合、原則として、所属校で試験的勤務を実施する。	①については休職期間中 ②については1か月程度	1G)②の者に対して自宅出発から勤務中及び帰宅まで補償 ・普通傷害保険(死亡・後遺障害2,000万円、入院1万円/日、通院5千円/日) ・賠償責任保険(対人1名1億円、1事故6億円(限度額)、対物1事故750万円(限度額))	復職審査実施前において、所属校における復職プログラムを実施することにより、復職に向けて心身を慣れさせること ・復職プログラム実施期間中における状況から判断して、復職を取りやめる例もあり、復職において再び休職が必要となる場合があること ・復職プログラム実施期間中における状況から判断して、復職を取りやめる例もあり、復職において再び休職が必要となる場合があること	主治医の診断書、所属校での試験的勤務の状況、本人及び家族等との面接を参考に個別に判断する。	授業分掌の軽減や相談等の整備等を行う。復職後1か月の状況を把握する。	1か月	本人の健康状態に応じて、個別に検討する。	
35 山口県	県教育委員会が任命する職員のうち、精神・神経系疾患のため休職を命じた者又は病欠休職の承認を受けた者	なし	職場の環境や勤務に慣れるためのプログラム ・休職(病休)中の1か月程度をかけた復職準備を行う。 ・実施場所は原則該当者の勤務公署 ・プログラムは、状況に応じて段階的に実施し、最終段階では通常の勤務と同じレベルに到達することを旨とする。	1か月程度	復職プログラム実施中は保険措置あり	復職後、再度休職する者が減少すること、円滑な職場復帰に向けて、一定の成果を上げている。	医師2名(1名は国立若しくは公立機関の医師)	一日の通常業務を滞りなくこなせるかどうか	所属長が面談等により状況を把握するとともに勤務状況等を県教育委員会に報告する	復職から3か月及び6か月経過後	原則、在籍校に戻し勤務する。その際は、校内人事で勤務分掌等の一定の配慮を行う。
36 徳島県	精神性疾患により病欠休職中(連続30日以上)に限り又は病欠休職中で病状が安定し、職場復帰を希望する教職員	なし(希望制)	所属校(勤務場所)において、職務復帰プログラムの実施についての当該休職者等の意思を確認した後、当該休職者等の病状の内容、休職中の期間、担当業務及び職場の状況を総合的に勘案し、所属長が当該休職者等及び主治医と協議して、期間や段階に応じたプログラム内容を定めることができる。	1か月。なお、当該プログラムの実施状況から必要と認められる場合は期間を延長することができる。	傷害保険に加入	病欠休職中又は病欠休職中の教職員の円滑な職務復帰、復職への意欲の向上に効果がみられる。	教育委員会関係課長3名に加え、医師5名(精神科、心療内科、産業医)、臨床心理士1名で復職審査会を構成する。	特に基準を設けていないが、職務復帰プログラムの結果として、1現在本人及びその管理者の面談により、復職審査委員(医師5名、臨床心理士1名、教育委員3名)が復職についての議事を行い、出席委員の過半数をもって決し、可否回数にときは委員長が決する。	復職後の勤務状況全般を校長が概観し、1現在の本人の状況、2職場の受入状況、3所属長の意見等を記した報告書を市町村教育委員会及び県教育委員会に提出する。希望のある場合は休職からの復職後に臨床心理士を派遣し、面接により助言指導を行う。	休職からの復職については、1,3,6か月後 休職からの復職については、3か月後	なし

1-1-18. 復職支援プログラムの概要（教育職員）（令和5年4月1日現在）

1 復職支援プログラムについて		2 復職の判断について				3 復職後の経過観察について					
都道府県 指定都市	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 〔各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間〕	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
37 香川県	精神疾患により長期療養中の教職員	あり	・精神疾患による長期療養中の教職員が復職前にその職務についてウェルニグアップする。 ・原則として、6週間とし、長期療養者が所属する学校において行う。	原則として、6週間（H27.1月～）	県教育委員会が「普通傷害保険」及び「施設賠償責任保険」に加入している。	職場復帰に向けて、段階的に自身の準備ができて、復帰初日の負担が少なくなった。 復職プログラム実施によって、長期療養者の自身の状況や支援すべき点が明確になり、復帰後のサポート体制の充実につながった。	教育委員会の諮問に応じ、「香川県教職員健康審査会」において、教職員の精神疾患に係る健康状況について審査し、答申する。 この審査会は、精神科医師である委員4名で構成される。	職場復帰プログラム中の勤務状況に関する校長の見解や、主治医等の医師の診断結果を踏まえ、業務遂行の可否を総合的に判断する。	「香川県教職員健康審査会」において決定した措置状況に応じて、本人からの「健康状況報告書」に所属長の意見を添えて提出を求めている。	教職員の健康状態について、医学的判断に基づいた、個別に対応して必要な期間	職場復帰支援計画を作成し、業務の軽減を図る等の配慮を行う。
38 愛媛県	精神疾患により休職している公立学校教職員	なし	①休職者及び主治医の同意を得てシステムを運用 ②教職員復職サポートチーム（休職者及び所属職場の支援）と学校復職支援係（休職者の職場復帰の支援）が連携しながら、休職者から復職後までの継続した支援を実施 ③復職前、休職者の不安軽減を目的にリハビリ出勤（所属校で1か月実施） ④復職後、対象者の負担軽減を目的に復職サポート職員（非常勤職員）を1か月設置可 ※サポートチーム構成員：産業医、精神科医、臨床心理士及び保健師等	必要な期間（リハビリ出勤は原則1か月（4週間））	リハビリ出勤中の傷害保険料を公費で負担	休職開始からの間わりにより、復職に向けた見直しを行うことができた。 学校現場に即した具体的なプログラムを通して、本人の自信回復に学校現場の受け入れ体制づくりにつながっている。 また、復職後も所属校との連携や精神科産業医面談等により再休職防止となっている。	主治医 産業医 精神科産業医 臨床心理士	回復の程度 主治医の見解 本人の意思	復職した3か月後及び6か月後、所属長がサポートチームに復職者の状況を報告する。 サポートチーム構成員が、必要に応じて本人等と面談する。	必要な期間	所属していた学校に配置する。 なお、精神疾患により休職した教職員の職場復帰を支援する者（復職サポート職員）を県立学校に配置、又は市町（組合立学校）に派遣することが可能。
39 高知県	精神疾患を原因とする休職又は病欠（引続き120日を超える病欠休暇）を繰り返す教職員	なし ただし、円滑な職場復帰を目的として支援を行う場合、対象者は全員実施している。）	①流れ ・本人からの届出に基づき、学校長経由で県教育長への必要書類の提出のあった者で実施許可となった場合、実施計画書に沿って所属校で実施する。 ・プログラム終了後、心の健康対策委員会と本人との面談を行い、復職に向けた留意事項をアドバイスする。復職の可否について県教育長に意見具申する。 ②内容 第1ステップ【学校内の雰囲気慣れる（半日程度）】 第2ステップ【学校生活に適應する（児童生徒の在籍している時間帯）】 第3ステップ【平常の勤務に慣れる（児童生徒の在籍している時間帯）】 第4ステップ【担当校務を全てこなす（正規の勤務時間帯）】	原則4週間（ただし、心の健康対策委員会が必要と認めた場合は変更できる。）	あり 通勤を含む実施期間中、傷害保険に加入することとし県教育委員会が負担する。	R4年度 対象者28名 職場復帰者24名 以上の状況であり、職場復帰に向けた一定の効果が見られている。	「高知県公立学校教職員心の健康対策委員会」の委員 ○公立学校教職員の疾患（主として精神疾患）に関する専門家（医師を含む3名）により面談を行い、対象者の復職の可否に関する意見を具申する。	「高知県公立学校教職員心の健康対策委員会」の見解 ○職場復帰サポートシステム実施時に上記委員会委員（医師を含む3名）により面談を行い、対象者の復職の可否に関する意見を具申する。	校長は勤務状況を把握し、適切な支援を行う。また、県教育長が必要と認められる場合は、勤務状況報告書を県教育長へ提出する。	随時	なし
40 福岡県	精神神経系疾患による休職者	あり	・休職者の所属長が主治医・休職者及びその家族等と訓練実施時期や訓練内容を十分協議し訓練実施計画書を作成する。 ・実施場所は当該所属校で行う。 ・実施時期を4～6週間に段階的に訓練を行う。	4週間程度（必要と認めるときは4週間以上8週間以内の期間で実施することができる。）	あり 職場復帰訓練中の事故等に対する補償のため傷害保険に加入。	復職が可能かどうかについて、本人の課題に応じて児童生徒や職員との関わり方を確認しながら、段階的に進めることができる。 職場の同僚が、当該職員の病気の回復状況を観察しながら、同僚同士で後方サポートを行い、工夫することができる。 1日当たりの訓練時間を徐々に延ばすことにより、復職時の負担軽減につながる。	福岡県教職員身体検査審査委員会（福岡県教職員身体検査審査委員会は、福岡県教職員身体検査審査規則により、「学識経験者」「学校医」「その他教育委員会において審査を依頼し、意見を求めるために設置 ○委員は、医師・学識経験者有する者及び高知県公立学校教職員の中から教育長が委嘱	職員の状況に合わせ、個別に具体的な判断を行うため、復職を判断する基準を設けていない。	・所属長が必要に応じて主治医や家族等との連絡を図りながら、経過観察を行う。 ・復職後1年未満の職員に対しては、臨床心理士によるカウンセリングを行う。	・具体的な期間は定めていない。	・必要に応じて所属長が業務分担の調整等を行う。
41 佐賀県	精神神経系疾患により休職している教職員又は一般疾病により休職している教職員のうち後進症者が残っている者	あり、訓練の状況は審査委員会の資料となる。	「佐賀県教育関係職員の休職及び復職に係る保健管理要綱」に基づき、所属校で段階的な復職訓練を実施 ・本人の希望に基づき、審査委員会等で書類審査を行い、その結果「訓練することに支障がない」と認められた後に実施 ・所属長は段階的な復職訓練計画を本人と協議し作成。訓練の実施に当たっては主治医と連絡を取り、調整が必要な場合は助言を得る。 ○プログラム例 第一段階職場に慣れる時期3～4時間 第二段階教職を視野に入れた時期4時間～フルタイム 第三段階教職に立つ時期フルタイム	2か月程度	自宅・職場間の移動を含み訓練中は傷害保険に加入	勤務時間や業務内容を段階的に復職時に近づけていくことで、自らが職務への適応状況や心身の回復状況を確認し、再発予防のための自己管理能力を身につけるうえで役立っている。また、職場の管理者や他の職員が、職場復帰に係る環境を整え、復職後の支援体制を整えるうえで効果がある。	主治医 嘱託精神科医（審査委員）	・意欲が十分あるかどうか ・通勤時間帯に安全に通勤できるかどうか ・フルタイムの勤務ができる体力があるかどうか ・業務に必要な作業量ができるかどうか ・疲労が翌日までに回復するかどうか ・授業を滞りなく行えるかどうか	復職後2週間の就労状況について報告書の提出を求めている。その後3か月ごとに病状や就労状況を把握している。	復職後の経過観察は、3か月ごとに1年以上経過観察している。ただし、職員の病状により経過観察期間の長短はある。	・所属していた学校に配置する ・復職後は管理区分をB1「勤務の制限を加える必要があり、定期的に医師の医療行為を受けなければならない」と規定している。通常、復職後1年間はB1管理とし、その後は病状に応じて勤務制限を縮小していく。 ・精神疾患による休職に復職する小学校教育に対しては、「復職補助教員を復職した日から2週間任用できる制度を設けている。
42 長崎県	復職審査会に諮る精神疾患で休職中の教職員で、復職訓練の実施に同意し、かつ主治医の同意を得た者	なし	在籍校の校長が、学校における復職訓練の内容について、該当職員と面談を十分に行い、主治医と相談して計画する。 （訓練内容例：教諭） ①第一段階（授業参観・指導案作成等）2～4時間 ②第二段階（授業参観・給食指導に参加等）4～6時間 ③第三段階（授業実践・校務分掌補助等）6～通常の勤務時間 ④第四段階（担任職務補助等）通常の勤務時間	6週間から2か月程度	なし	各段階の目標は次のとおり。 第一段階「学校に慣れる」 第二段階「児童生徒に慣れる」 第三段階「授業に慣れる」 第四段階「通常の勤務に慣れる」 各段階の目標を達成することで、復職しても現場で困らないよう訓練しているため、大きな効果がある。一方、復職にふさわしくない教職員は、訓練をすべて終わらせることができず、復職が否かの判断が容易である。	医師	○疾病改善度、再発の可能性、服薬、通院等の必要性等の状況を検討した上で、職務遂行が可能であること。 ○復職訓練等をもとに、訓練内容に耐えうることができ、職場復帰に向けての意欲が見られること。 ○復職後、家族の支援等が得られる状況にあること。 ○生徒指導上の対応、教科等の授業の指導ができること。 ○教職員、保護者等との人間関係を確立できること。	学校における支援を継続的に行うよう通知するとともに、学校訪問など機会をとらえて経過観察を続けている。	なし	復職者の在籍する学校に対する人的配置等は特段行っていないが、本人の異動に対しては、以下のよう配慮を行っている。 ○転勤の負担のないよう、復職後すぐの異動は極力避ける。 ○その他、異動する際は、主治医等の意見を参考に、可能な範囲で、学校規模、通勤距離等、異動先を配慮する。
43 熊本県	熊本県教育委員会の任命に係る職員のうち精神神経系疾患等により休職中の者	なし	所属する学校において、徐々に休職者を職場に適應させる必要があることから、訓練内容をおおよそ1週間ごとに4段階に分けて実施し、比較的やさしい仕事を経て、徐々に本来の職務内容に近づくようそれぞれのステップに目標を定め、段階的に訓練を実施する。	原則4週間	なし	・休職者の復職後の勤務に対する不安を取り除くこと ・休職者の復職に際して、良好な職場環境をあらかじめ整備すること ・休職者の病状の回復状況及び職務への適応状況について管理職が主治医と直接連絡を取り合い、休職者への適切な治療方針が確立できること	・学識経験者 ・関係行政機関職員	医学的にみて、職務に対する健康上の適否	なし	なし	・主治医の診断書 ・所属長の所見 ・訓練の報告書 ・面談

1-1-18. 復職支援プログラムの概要（教育職員）（令和5年4月1日現在）

1 復職支援プログラムについて					2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について			
都道府県 指定都市	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよそその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
44 大分県	精神疾患により休職を命じられた教職員	あり	精神科医4名で構成された健康診断審議会において、以下の日程で丁寧に審議し復職に向けての支援をしている。 ①復職希望の書類審査(健康診断審議会) ②面接(健康診断審議会) ③復職訓練1月目・・・短時間の勤務から始める(各学校において計画している。) ④復職訓練2月目・・・通常勤務、授業観察、授業実施(TT) ⑤復職訓練3月目・・・授業実施(主担当)、分掌業務担当復職最終審議(健康診断審議会) ※3ヶ月の復職訓練で足りない場合は延長したり、きちんと勤務できない時には再度休職に差し替えさせる場合もある。	支援期間は、3ヶ月の復職訓練を含み5か月におよぶ。	あり	復職への準備を段階的に3ヶ月間行い、また再度休職することを防ぐ。無理に復職し、また再度休職することを防ぐ。また休職者が自分の勤務実態を自覚することで、無理に復職することを防いでいる。休職者の心理的、身体的な負担が重ならないようにしている。	健康診断審議会を構成する精神科医4名	・復職準備期間中の面接時からの快復度合い ・教員としての職務に耐えうる状態まで快復しているか	・このころのコンシェルジュ(本年度11名設置)の学校訪問時の個人面談 ・教育人事課から校長への経過観察依頼 ・福利厚生課による健康診断時の個人面談以上のような対応によりケアしている。	特に設定はしていないが、学校訪問の際には、管理職へ様子を開くようにしている。	なし
45 宮崎県	宮崎県教育委員会の任命に係る教職員	あり(精神疾患により休職中の者)	原則として1週間とし、目的に応じた4段階で実施 ・第1段階:学校の雰囲気慣れる。 ・第2段階:仕事の内容に慣れる。 ・第3段階:授業に慣れる(教諭の場合)。 ・第4段階:職場復帰に向けて具体的な準備を行う。 実施場所は休職者の所属校	原則4週間	あり ・普通傷害保険 対象者が職場復帰トレーニング実施中及びその通勤途上 に事故にあった場合の補償 ・賠償責任保険 対象者が、職場復帰トレーニング実施中に第三者の身体及び財産に損害を及ぼした場合の補償	精神性疾患等により休職中である教職員の円滑な職場復帰及び再発防止を主たる目的としており、対象者、家族、主治医、学校長、教育委員会の情報共有が密になると、所属教職員の協力を得ながら復職後の良好な職場環境づくりに資する効果がある。	医師を委員とした疾病審査会	・主治医の診断 ・復職支援プログラムの実施状況 ・精神疾患となった要因の欠如	・表情や行動が安定しているか。 ・意欲をもって勤務しているか。 ・自信をもって勤務しているか。 ・担当業務と適切に行っているか。 ・同僚と違和感なく協力して仕事ができるか。 ・児童生徒や同僚と自然に接することができるか。 等の内容で経過観察を依頼	状況に応じて所属校の判断	所属していた学校に配置する主治医等と連携しつつ、所属長が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する。
46 鹿児島県	鹿児島県教育委員会の任命に係る学校職員及び教育委員会事務局職員等であって、精神障害の疾患で休職中の職員(希望者のみ)	なし	希望する職員が、勤務する所属において、所属長の指導の下に試行的に勤務する。	原則として、4週間	・実施期間中に通常支給される給与以外に支給されない。 ・実施期間中の事故については、地方公務員災害補償法による補償を受けることはできない。	・所属長及び所属職員は良好な環境づくりに努めるとともに、該当職員に円滑な職場復帰を支援している。 ・文書整理等の軽作業から授業参観、TTでの授業などを段階的に実施していくことにより、職場復帰に向けた具体的な準備を行うことができる。	鹿児島県学校職員等健康診断諮問委員会を設置し、諮問委員として医師を任命している。	主な基準として、 1現在の職場へ戻る前提で復職が可能かどうか。 2主治医の診断が復職可能と判断されているか。 以上のようなことを総合的に判断している。	なし	なし	特別な配慮は行っていない。
47 沖縄県	精神性疾患により休職した教職員	なし	職場復帰前支援プログラム(復職訓練)と職場復帰後支援プログラム(慣らし勤務)があり、実施場所はいずれも対象者の所属校である。	復職訓練と慣らし勤務のいずれも原則4週間	公費で傷害保険に加入	実施により円滑な職場復帰が図られているほか、実施結果が健康安全管理審査会における復職可否の判断材料となっている。	医師	医師2人(うち一人は公立病院の医師)の診断書及び産業界の意見書	なし	なし	職場復帰後支援プログラム(慣らし勤務)期間中で特に必要と認める教職員に対して、補充職員を配置している。
48 札幌市	札幌市教育委員会が所管する市立学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師及び学校事務職員のうち、次の各号の一に該当する者。 (1)負傷又は疾病により長期休務中又は休職中の職員のうち、主治医又は指定医師がその必要性を認めた者。 (2)札幌市立学校職員健康審査会の審査により職場リハビリを実施することが適当と判断された者。	なし	休職前に勤務していた職場において、最初は、短時間で、毎日出勤できる状態をつくり、その後、段階が進むにつれ、出勤を確し、最終的には、フルタイムでの通常勤務と同程度のことを行う(以下、実施例)。 第1段階:職場の雰囲気慣れる時期で、1週間行う(1日2～3時間で、業務内容は文書作成補助、図書管理・整理)。 第2段階:職務を視野に入れた時期で、2週間程度行う(1日4時間、業務内容は、補助的作業、文書作成、教科・学年単位の会議参加)。 第3段階:職務の実態を視野に入れた時期で、2週間程度行う(1日5～8時間で、業務内容は、担当教科の研修、授業参観、給食指導補助)。 第4段階:復帰のための具体的な準備期間で、3週間程度行う(1日8時間で、指導案作成、校長の指導下での授業実施)。	復職前4～8週間程度だが、対象者の状況により期間を定める	なし	職場復帰又は復職する前に、職務遂行能力の円滑な職場復帰等を図るという目的について、効果が得られている。	札幌市立学校職員健康審査会委員(医師5名)。	・主治医の診断 ・指定医師による面談 ・職場リハビリの実施状況 これらを踏まえて、審査会により復職可否を判断している。	健康審査会において決定した措置状況に応じて、産業界、保健師等から意見を聴き、審査会ではセブリストが面談等を実施。	職員の状況に応じて、必要な期間	健康審査会において決定した措置状況に応じて、負担軽減を実施。
49 仙台市	30日以上両方休暇及び休職から復帰する者	なし	学校への復帰が決まった場合、希望により復帰前の職場で訓練を行う。具体的には、所属学校において復帰に向け実際の業務を行うなどとする。	10日以内	市負担で傷害保険に加入	スムーズな復職につながっている。また、復職後すぐの再度の休職に入ることの防止につながっている。	主治医 健康審査委員 健康審査委員	診断書内容、健康審査結果等を総合的に判断する。	なし	なし	所属していた学校に配置する。主治医、健康審査会の意見を参考にしながら、所属長が当該職員と確認し、職務分掌等に配慮し、勤務の軽減を図る。
50 さいたま市	精神疾患による休職者	あり	復職前に職場(学校)に適応させるため、あいさつに始まり、学習指導、校務事務などの内容を勤務校において行う。	4週間以上	市負担で傷害保険に加入	復職に向けて心身と生活のリズムを整え、徐々に職場に慣れることにより、円滑に復職することができる。	さいたま市教職員健康審査会委員(医師10名)	さいたま市教職員健康審査会の答申による	3か月ごとの報告 ①医師の診断書 ②校長による観察報告書	個別に審査会答申による期間	なし
51 千葉市	休職・病欠休暇中で主治医よりリハビリ出勤可の診断を受けた職員	あり	【リハビリ出勤】 主治医からリハビリ出勤可と診断された後に、リハビリ前前談及び復職調整会議(出席者:職員、上司、人事担当)を行い、各関係者が情報共有しながら、産業界主導の元、当該職員に合わせた支援を行っている。 第1段階:職場環境に慣れる(週5日、2～4時間程度) 第2段階:仕事の内容に慣れる(週5日、5～6時間程度) 第3段階:復帰後の勤務を想定した指導補助(TTであればT1等)・業務補助(週5日、フルタイム) ※基本第3段階で慣らしていくが、必要に応じて慣らし方を緩やかにした方がよい場合や長期間の場合は第4段階に分けて実施することもある。	【休職者】 1～2ヶ月程度(ただし、必要に応じて実施期間が3ヶ月以上となることもある。延長もあり) 【病欠休暇取得者】 1～2ヶ月程度(病欠休暇取得可能な期間に合わせて実施)	なし	生活記録表などを用いて生活リズムを整え、規則正しい生活を実現しているとともに、自分自身の疲労度合いや気分の変化を把握できるようにして、自己管理能力を高める。復職時に想定されている業務環境に慣れるとともに、職場でのコミュニケーションなどの向上を図ることができる。	【休職者】 健康審査会(産業界、精神科医)の判定を受け、人事担当課が最終的な決定を行う。	【休職者】 主治医からの診断書、ハビリア出勤の実施結果、産業界との復職前前談などの状況を健康審査会が総合的に審査・判定を行う。	産業界による復職後面談を実施。 (概ね、復職1ヶ月後に実施。ただし、産業界の判断により、未実施となることや、2回目の復職後面談を実施することもある)	産業界が復職前前談時に判断	主治医の意見や復職後面談の中で産業界、当該職員、人事担当課を含め、所属長が職務分掌等の配置を行い、勤務の軽減を図る。
52 川崎市	精神疾患により長期(1か月以上)を超えて療養している職員で、本人からの申出により、主治医、産業界が同行が適当と判断した者	原則、受講	実施期間に応じて、内容・在職時間等を個別に決める。 <前期> 目的:通勤し、職場環境に慣れる 内容:文書整理等簡易な作業 在職時間:1時間～半日程度 <中期> 目的:仕事内容に慣れる 内容:校務補助、授業参観など 在職時間:始業時間から半日程度～15時頃 <後期> 目的:児童生徒との対応にも慣れる 内容:TT、T2など復職に向けて具体的な準備 在職時間:始業から15時～終業までのフルタイム	職場復帰予定日前の原則4週から8週までの間で休業開始及び職種の業務特性を勘案した上で必要と認められる期間。	受講者に対する公費による保険措置はないことを説明している。	話し出勤を実施することにより、徐々に職場に慣れ、職務の自信を取り戻し、復職後はスムーズに勤務に入ることが出来る。  職場も本人の回復状況と職務の適応状況等を把握でき、再発防止に向けた対応も学ぶ機会になっている。	川崎市職員健康安全管理審査会委員(市職員の医師、様々な診療科の医師)及び川崎市関係部署職員	主治医の診断書、所属の意見、話し出勤の状況、産業界の意見を参考に、審査会にて復職可能かどうか判断される。その審査会意見を元に任命権者が復職の判断を行う。	精神保健相談員(精神保健福祉士・公認心理士・社会福祉士)が職員本人の面談等を行うとともに、職場から復職後の状況について情報収集し、必要な支援を行う。	職場復帰後フォローアップとして、1か月、3か月、6か月、6か月間隔の面談を実施する。状況により、フォローアップ面談を随時実施する。	所属校に復帰することを原則とする。復帰時に職務軽減の配慮が必要となる場合には、所属長や学校管理職、教職員等と調整を行うが、人的措置は行わず、職場の対応を基本とする。

1-1-18. 復職支援プログラムの概要（教育職員）（令和5年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて					2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容（各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間）	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
53 横浜市	①精神疾患で休職している教職員 ②精神疾患以外の疾患で休職している教職員	①あり、職場復帰支援訓練の実施結果は、復職面談の際に参考としている。 ②なし、希望制	原則として所属校で実施。出勤訓練から始め、事務作業、児童・生徒と接するまでを段階的に行う。教職員健康相談室のソーシャルワーカー・看護職や精神科専門医が相談・助言を行い、学校事情や休職者の状況に合わせ、個々に作成している。  精神疾患の場合の例（各々の段階は二週間程度） ・第1段階 職場の雰囲気慣れる。（週2-3日、2時間程度） ・第2段階 業務の内容に慣れる。（週3-4日、始業～お昼頃） ・第3段階 児童生徒と接することに慣れる。（週4-5日、始業～5時間目） ・第4段階 職場復帰に向けて具体的な準備を行う。（毎日、始業～終業）	原則として、4週間から8週間	なし	休職者の復職への不安軽減や円滑な職場適応に効果がある。 また、管理職が復職後必要な業務上の配慮を具体的に検討できること、復職可否の判断が的確に行えることで、円滑な職場復帰及び再発防止に効果がある。	主治医及び横浜市教職員健康審査委員会5名	主治医の診断書等の審査資料をもとに、医師が委員となっている横浜市教職員健康審査会により、復職の審査を行っている。	・教職員健康相談室の医師による面談を復職後、おおむね6か月以内を実施する。 ・職場の状況（勤労状況、業務取組状況等）についての校長による報告書、主治医による診断書（通院や服薬の状況等）をもとに、本人と面談し、指導区分を決定して、指導員健康相談室ソーシャルワーカー又は看護職が同席する。	教職員健康相談室の医師が不要と判断するまで。	精神疾患による休職から復職する際、円滑な職場復帰及び病気の再発防止のために必要と認められた場合、非常勤講師等を復職後、最長で8週間配置し、勤務の軽減を図っている。
54 相模原市	市立小学校及び中学校の教職員のうち、心身の故障により休職中の教職員で、これを行うことを申し出た者	なし	職場ハビリテーションは、原則として所属する学校内で行う。 ①主治医と連携を図り、段階的に回復に向かえる効果的な内容とする。 ②本人、その家族の希望及び主治医の意見を反映させた内容とする。 ③補助的な事務及び作業等にする。	3月を超えない範囲内で、主治医の意見に基づき申請者が申し出した期間	なし	令和4年度は、15名職場ハビリテーションを実施し、13名が復職した。（2名は次年度継続） 勤務への不安軽減や自信の回復を促した。	教職員健康審査委員会（医師5名）	・主治医の診断書結果・教職員健康審査会の予備審査（事前面談）による意見書 ・職場ハビリテーション実施等からの勤務に向けた校長意見	復職後のフォローアップ面談実施者：産業医・精神科医・保健師 復職後1～2週間、1か月、3か月、6か月教職員健康審査会の審査結果と本人の意向に応じて実施	健康審査会の審議により経過観察期間が決定	審査結果に応じて、勤務時間や勤務内容の配慮あり。
55 新潟市	精神性疾患により休職中で職場復帰に向けてプログラム実施を希望する者	本人の申し出に基づいて行う。復職等の条件となるものではない。	①復職に向け意欲を高める時期 出勤時間に合わせた外出、図書館での文献研修、教材研究 1日3時間程度（午前）、5日間程度 ②学校に慣れた時期 文書作成、教材研究、授業参観 1日4時間程度（午前）、5日間程度 ③復職に向けた具体的な準備期間 ITによる授業補助、教材研究、分掌事務の一部 1日6時間程度、5日間程度	最短2週間～最長3週間 対象者の実施中の状況に応じて変更することができる。	公費で傷害保険に加入	令和4年度、職場復帰支援プログラムを実施した教職員は1人。プログラム実施後まで7年連続、職場復帰を果たした。	医学に関する学識経験を有する者。	健康管理委員会が文書（本人の願ひ、医師2名による診断書、校長作成による職務対応等）を提出し、職場復帰支援プログラム（日誌）により検討する。	・職場での状況（授業、事務処理、児童生徒の対応等） ・通院や服薬の状況 ・身体的な状況 ・精神的な状況 ・対人関係等	復職から3か月及び6か月経過後に観察報告書を提出する。	なし
56 静岡市	休職職員等（主に精神的な疾患で休職している者及び復職が必要と認められる者）とする。	なし	第1段階：学校に慣れる。→授業参観、給食指導、清掃指導、授業準備等（原則として1日4時間程度） 第2段階：授業の復習訓練の第一歩→第1段階の内容に加え、1時間から2時間程度の授業の実施（4時間程度から児童又は生徒が在籍している時間帯における訓練） 第3段階：授業の復習訓練・時間割どりの授業の実施（児童又は生徒が在籍している時間帯における訓練） 第4段階：教員としての復習訓練→授業の実施に加え、担任や校務分掌等の通常の職務（正規の勤務時間における訓練・フルタイム）	1月以上3月以内において校長が定める。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、当該期間を1年を限度として延長し、又は教育委員会が必要と認めるときは短縮することができる。	公費による保険措置は行っていない。	プログラムに基づいた訓練内容に沿って、段階を踏みながら徐々にリズムを作っていくようにしている。その結果、ほとんどの者が少しずつ前向きな気持ちになり、復職に向け意欲が見られるようになった。昨年度は6人が復職訓練を受け、全員、職場復帰を果たすことができた。	健康審査会担当医師3名	・病状が職場復帰（復職）しても問題がない程度まで回復していること。 ・学校が本人の負担軽減のために配慮を行うこと。 ・静岡市教育職員健康審査会の意見を受けたときは、当該意見を踏まえ、職務復帰又は復職の可否を決定し校長に通知する	・産業医によるフォローアップ面談 ・保健師による経過確認（校長、教職員課員）	復職後は必ず行方、その後は、取り決められた状況に応じて実施	原則、所属していた学校に復帰する。主担任等と連携しつつ、所属長が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する。
57 浜松市	浜松市教育委員会の任命を受ける小学校、中学校及び高等学校に勤務する教職員（浜松市教育委員会職員職名規程（平成18年浜松市教育委員会訓令甲第1号）第5条第1項に規定する職員（ただし、延長及び幼稚園教諭は除く。）で常勤の者。）	なし	第1段階：学校に慣れる。→授業参観、給食指導、清掃指導、授業準備等（原則として半日分の訓練） 第2段階：授業の復習訓練の第一歩→第1段階の内容に加え、1時間から2時間程度の授業の実施（児童又は生徒が在籍している時間帯における訓練） 第3段階：授業の復習訓練・時間割どりの授業の実施（児童又は生徒が在籍している時間帯における訓練） 第4段階：教員としての復習訓練→授業の実施に加え、担任や校務分掌等の通常の職務（正規の勤務時間における訓練）	①2週間 ②原則4週間 ③訓練対象者職員は、訓練期間において休業日及び休日を除く日3分の以上の日数を出勤し、訓練を行う。	なし	・対象者は生活リズムが整えられ、復職に向けての心構えや不安等の軽減を図ることができた。 ・学校側は対象者の復職支援プログラムの訓練状況や経過を把握することにより、復職の対応について事前検討することができた。	医師会からの推薦を受け、教育委員会が教職員健康審査委員会として委嘱している精神科医2名	・主治医の「復職（可）」の診断が出ていること。 ・復習訓練の課程において、規定以上の日数を休まずに修了していること。 ・規則正しい生活リズムが確立されていること。	訓練中、教育委員会が保健師が学校訪問を行い、所属長、当該職員との面談を行い、保健指導を行う。 学校訪問時に校長より本人の体調や訓練の状況について確認している。また授業参観もしている。	職員に状況に応じて必要な期間、経過観察を行う。	原則所属していた学校に復帰する。主治医等と連携しつつ、所属長が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する。
58 名古屋市長	精神性疾患により休職中の職員で、その病状が安定し、かつ復職準備登校を希望する教職員	なし	休職中の職員が復職面接前に所属の学校へ試験的に登校し、対象職員が休職前に従事していた職務を考慮して、主治医と相談の上、決定した業務を行う。	引き続く5～10日間	傷害保険に加入	円滑に職場復帰し、その後の再発防止に効果がある。	学校（園）長、主治医、産業医（又は衛生管理医師）、名古屋市長傷病審査委員会	主治医の復職「可」の診断書、復職準備登校の実施結果と学校（園）長の意見書、産業医（又は衛生管理医師）が面談で復職「可」の判断、名古屋市長傷病審査委員会の復職「妥当」の意見	保健師による電話または職場訪問での状況確認及び衛生管理医師によるフォローアップの実施	職員に状況に応じて、個別に必要な期間	超過勤務命令や旅行命令等の発令に制限を加えることができる。
59 京都市	①精神・神経系疾患等で休職中の教職員 ②病状（体職）から復職した教職員 ③指導困難な状態に陥り、長期休業等を3月以上取得せざるを得なくなった教職員の復職にあたり、教育委員会関係各課が協議して必要と認められた者	①なし（希望する場合のみ） ②なし（希望する場合のみ） ③あり	①療養の一環としてハビリテーション勤務を実施する。 ②復職一人一人に必要に応じて1週間につき10時間の範囲内で非常勤講師等を配置する。 ③復職者のうち、指導困難状態に陥り、そのことに起因して長期休業等に入った教職員の職場復帰に当たり復職時集中指導を実施する。	①原則1月間 ②原則4週間 ③1年間	①あり（傷害総合保険） ②③は、該当しない。	教職員の復職に対する不安や、復職に伴う負担を軽減することで、円滑な職場復帰及び病気の再発防止を図っている。また、学校においては、教職員の回復状況や職務遂行能力を確認し、受入体制を整えることに役立っている。	京都市立学校幼稚園側要員審査委員会が審査等を担当する。同審査会は、医師によって組織され、教職員が病状に伴う長期の休職を取る予限、また病状体職からの復職発令を教育長に具申する。	京都市立学校幼稚園側要員審査委員会）では、担当医師からの診断書やこれまでの治療経過を基に、「職務の可能性がある」といった観点から、復職の妥当性について判断し、教育長に具申を行う。	所属長が定期的に復職後の当該職員の状態把握を行い、必要に応じて、指導助言を行う。	復職職員に当て、必要期間、経過観察を行う。	休職の原因となった病気の種別や背景を鑑み、必要に応じて人事異動時に配慮を行っている。
60 大阪市	精神疾患による病状体職者のうち、復職まで休職の期間が6か月を超える者又は復職後同一病状で再度休職した者で、その間の勤務実績が6か月未満ないもの（講師を除く教職員）	なし	第1段階：通勤や職場の雰囲気慣れる（週3日、2～3時間） 第2段階：授業の雰囲気慣れる（週5日、4時間） 第3段階：児童・生徒への対応に慣れる（週5日、5～6時間） 第4段階：学習指導の雰囲気慣れる（週5日フルタイム）	復職トレーニングは1か月程度	施設賠償責任保険（対人・対物）	11か月、短時間勤務からフルタイム勤務できるまで、段階的に職場環境に慣らすことで再発を未然に防止する。	【全ての教職員】 健康審査委員会（医師）※復職の可否について意見を述べる。	【教育職員】（健康審査会での審査材料） ・本人の状態 ・職務履歴 ・主治医の意見（就業可能かどうか） ・復職トレーニング実施者は嘱託精神科医の意見 ・学校からの書類	①校長による校園内受入体制の整備 ②校長による復職後の勤務状況の把握 ③嘱託精神科医による復職後の勤務状況の把握	②は1か月後に教育委員会へ報告 ③は1・3・6か月後に訪問・面談を実施	【教員】 精神疾患休職教員（教諭、養護教諭に限る）のうち、病休初日から連続90日を超える者が復職する場合、復職後2週間を限度（ただし課業期間中のみ）として、代替職員の措置期間を延長することができる。



1-1-18. 復職支援プログラムの概要（教育職員）（令和5年4月1日現在）

1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について				3 復職後の経過観察について			
都道府県 指定都市	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
61 堺市	精神性疾患により療養のため長期職場を離れている職員で、職場復帰が可能と考えられる程度に回復した者	なし(任意)	①専門医療機関における復職に向けたトレーニング 集団精神療法、模擬授業、各種グループワーク等 ②近畿中央病院 ③試し出勤 運動療育・教材研究・資料収集等準備職員会への参加等 場所：現任教	①3か月(1週間(2回)) ②4週間程度(個別ケースにより期間調整)	①なし ②あり	職場復帰に関する不安を緩和し、職場復帰を円滑に行う。	堺市学校職員健康審査委員会(産業医2名・精神保健担当医1名を含む)が、復職面談を行った精神保健担当医の意見書及び主治医の診断書をもとに判断する。	業務を滞りなく行えるかどうか。 ○復職支援プログラム(任意)の実施による見極め ○堺市学校職員健康審査委員会の事前面談による精神保健担当医の意見、評価(日常生活の安定度、体調調整、集中力・理解力・体力の回復、職場の人間関係等の確認) ○堺市学校職員健康審査委員会の判定	・休職の原因となった事象等への配慮状況 ・管理職とのコミュニケーション ・職場の同僚との人間関係 ・生徒や保護者との人間関係 ・授業・クラス運営状況 ・学習指導・生徒指導能力等 ・通院・服薬状況 ・出勤状況 ・その他体調に気になること	学期に1度、原則として2年間(個別対応は随時実施)	所属していた学校に配置する。教諭・実務教諭が復帰する場合は、課室中の復職支援期間を限度として、代替職員の措置期間の延長を行う。
62 神戸市	・精神疾患等による病後休職・休職者 ・精神疾患等による休職等から復職した者	なし	①ワーク支援プログラム 復職前：公立学校共済組合近畿中央病院で、精神科医・臨床心理士ほか専門家チームによる集団精神療法、模擬授業、グループワークを実施 ②フォローアッププログラム 復職後：公立学校共済組合近畿中央病院で専門家チームによる集団精神療法や精神健康チェックを実施 ③ア・出動 所属校において、職場復帰前に一定期間の準備期間を経験させ、復職・復職に対する不安の解消を図る。 【実施内容例】 ・第1段階：週2日程度(2～3時間)職場の雰囲気慣れる同僚とコミュニケーションをとる、読書等 ・第2段階：週3日程度(2～3時間)職務に慣れる補助的作業(文書作成、印刷)、教材研究等 ・第3段階：週3日程度(4時間程度)職務に慣れる授業参観、給食・清掃指導、指導案作成等 ・第4段階：週4日程度(4時間程度)児童生徒との関係に慣れる授業参観、給食・清掃指導、模擬授業の実施等	①第1期(8月下旬～11月上旬) ②第2期(11月下旬～2月下旬) ③2月下旬～7月中旬 ④職場復帰約2ヶ月前から原則として4週間	なし(任意で一時)学校厚生生活会の傷害保険・雇員責任保険に加入)	職場復帰前に一定期間の準備期間を経験することにより、復職・復職に対する不安の解消を図り、職務への適切な対応が可能となること、併せて、復職・復職後の再発等を防止する効果を期待できる。	産業医・衛生管理に 関し専門的知識を有する医師	主治医の診断書(復帰可能)・本人・校長の評価を基に審査する。	学校を訪問し、授業の視聴や本人との面談、所属長へのヒアリングを実施し、出勤状況や本人の体調等を確認する。	原則として学期に1度、1～3年間実施(個別対応は随時行)	原則、所属していた学校に配置した(復職前所属校に配置した場合は随時行)
63 岡山市	精神疾患等により休職している岡山県立学校園に勤務する教職員	なし(主治医の判断と該当事者への同意により実施)	なし	原則として、4週間	傷害保険と損害賠償保険に加入する	職場復帰に向けて見通しをもつことができる。4週間の中で、対象者の実態に合わせ、徐々に通常勤務に近い状態でのプログラムが実施できる。	産業医その他教育委員会が要と認める医師	復職プログラムの実施による産業医・本人・校長の評価を基に、主治医と指定医の診断書により判断する。	現在の本人の状況 ・校務分掌及び授業時数 ・職場での状況 ・通院や服薬の状況 ・身体的な状況 ・精神的な状況 ・対人関係等 所属長の意見 ・現在の状況を3段階で表してもらう。	復職後3か月後及び6か月後に「復職後状況報告書」の提出を求めている。	所属していた学校に配置
64 広島市	精神疾患による休職者のうち復職希望者(復職の診断書が必要)	あり	勤務校において100時間の学校観察を行う。他の教職員の補助的な業務等であらずして、最終的には授業を行うことを目指す。	3週間	あり(傷害保険と損害賠償保険)	・早い段階で職場復帰の試みを開始することができ、早期の復職につながる。 ・休職者の就業への不安を緩和し、実際の職場で自身の体調や職場の状況を把握しながら復職の準備を行うことができるため、復帰に結びつけることが期待できる。	・産業医の資格を有する医師	・病気が治っているか。再発の恐れはないか。 ・学校での勤務(児童生徒への指導、保護者対応等)が可能か。	所属校による健康状態の確認	1年間	・健康診断の面接時に、人事に対する配慮事項を聞き取っている。 ・復職判断した医師の指示事項を校長に伝えている。 ・校長が、校務分掌の軽減と可能な限り配慮を行っている。 ・定期勤務の1年間は経過観察を行い、状況把握に努めている。
65 北九州市	北九州市立学校教職員(大学は除く)のうち、精神神経系疾患により休職中の教育職員	なし(ただし、職場復帰訓練の結果検査審議会における復職判定の重要な資料となる)	・学校長が、本人や家族、主治医と十分に協議の上、実施計画書を作成し、計画に基づき実施する。 ・現場で実施する。 ・実施期間を5つに区分し、段階的に負荷を上げながら業務を実施する。 【第1段階】 期間：1週間程度、勤務時間：週3日、8:30～11:30 内容：文書整理や軽易な事務処理等 【第2段階】 期間：1週間程度、勤務時間：週5日、8:30～12:30 内容：担当学級の授業参観、児童の実態把握等 【第3段階】 期間：2週間程度、勤務時間：週5日、8:30～15:30 内容：①2としての学習指導等 【第4段階】 期間：4週間程度、勤務時間：週5日、フルタイム 内容：学校長指導の下、単独授業の実施等 ※第4段階の第4週目に対象者は模擬授業を行う。学校担当課長と担当保健師は模擬授業を見学し、回復状況を確認する。 【第5段階】 期間：4週間程度、勤務時間：週5日、フルタイム 内容：学校長指導の下、単独授業の実施等	原則3ヶ月(延長する場合も、4ヶ月を超えない範囲)	なし(普通傷害保険等への加入を勧めている)	・段階的に学校環境(同僚や児童生徒との人間関係を含む)や業務に慣れていくことができる。フルタイム勤務期間を長く設定することで、復職後をよりイメージできるようにする。 ・管理職をはじめとする学校側は、対象者の病状や特性を知る機会にもなる。回復状況や業務遂行能力を予め把握できるため、復職後の配置や支援を考慮する材料となり、受け入れ体制を整えておくことができる。 ・訓練結果は「産業医面談」および「身体検査審議会」の場で活用されている。産業医面談では復職の可否判断に加え、復職後の措置を検討する上でも役に立っている。	・復職の目的 ①職場復帰に十分な意欲がある。②一人で安全に出動できる。③所定勤務時間の勤務が可能である。④1人での業務遂行が可能である。⑤業務による疲労が翌日まで回復している。⑥主治医も①～⑤が可能と判断している。 上記の復職の目的について、「主治医の診断書」、「産業医の意見」、「職場復帰訓練報告書(学校長、教育委員会の評価)」等を基に確認し、身体検査審議会での復職の判断を行っている。	復職後の再発防止に向けて、1ヶ月後、6ヶ月後、12ヶ月後に産業医や精神科医によるフォローアップ面談を行っている。	復職後12ヶ月間	・原則、現所属に復職する。 ・復職後の産業医面談で業務負荷軽減、時間外勤務の制限等について管理職に伝えている。 ・定期勤務の際には、本人の特性や状況等も配慮しながら人事配置を行っている。	
66 福岡市	精神系疾患で病後休職中の教育職員	なし	①職場復帰訓練 ・所属長は、訓練の実施時期や内容等について休職者の主治医、休職者本人、その家族等と十分協議し職場復帰訓練実施計画書を作成する。 ・徐々に職場に適応させる必要があることから、それぞれのステップの目標に応じ、原則として実施期間を4段階程度に区分し段階的に実施する(実施場所：休職者の所属する学校)。 ②復職支援講師の配置 病気の再発を防止しながら職務遂行能力を円滑に回復させるため、復職から3か月程度講師を配置する。 ③教職員健康管理専門員の配置 会計年度任用職員の保健師等2名を教育委員会に配置し、職場復帰訓練の計画・実施に関する助言や復職後の健康管理等に関する助言を行う。	原則として、4週間	なし	①においては出勤することや、段階を踏んで業務に慣れることで円滑に復帰できる仕組みになっていると思われる。また、②については、復職した教職員が安心して業務に復帰できるようなものもあると思われる。③については、教職員の状況を教育委員会や学校長が把握でき、適切な機会であり、教職員においても相談等がきく機会となっていることから、効果があると思われる。	身体検査委員会として委嘱した精神科医3名	症状が改善し、職務の遂行に支障がない状態になっているかどうか	会計年度任用職員の保健師等2名を教育委員会に配置し、復職支援として、復職後6ヶ月間学校訪問による健康管理等の業務を行う。	6か月間	・年度中途の復職時は所属していた学校に配置する。定期勤務時には、状況により配置の配慮を行っている。 ・復職者の負担軽減を図るため、復職支援講師1名を、3ヶ月を目安として配置する(希望がある場合のみ)。
67 熊本市	熊本市立学校等に勤務する教職員のうち、精神神経系疾患により休職中の者及び精神神経系疾患以外の疾患により休職中の者で精神神経系疾患も併せて思っている者	なし	所属する学校において、徐々に休職者を職場に適応させる必要があることから、訓練内容をおおよそ1週間ごとに4段階に分けて実施し、比較的やさしい仕事を、徐々に本来の職務内容に近づけるようそれぞれのステップに目標を設定し、段階的に訓練を実施する。	4週間(ただし、必要に応じて4週間を超えて実施することができる)	なし	・休職者の不安解消 ・円滑な職務復帰	熊本市教職員等健康審査委員会(医師5名及び事務局職員3名により構成)	主治医からの診断書及び産業医の面談を参考に、職務の遂行に支障がないかどうか、健康診査会で判断を行う。	保健師による電話での状況確認及び必要であれば産業医によるフォローアップの実施	復職期間中に、必要に応じて、個別に必要な期間	個々の状況に応じて、必要な配慮を行っている。